

練馬区長 前川燿男 様

2023年10月16日

2024年度練馬区予算に対する要望書

子育てや介護、地域や生活の課題など生活者の視点で区政をチェックし、日ごろの活動で寄せられた区民の声を2024年度練馬区予算に対する要望としてまとめました。

ご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

生活者ネットワーク

やない克子 山崎まりも

生活者ネットワーク 2024年度予算要望 重点項目

○安心して暮らしてつづけられるまち 9

2025年問題を背景に2024年度の介護保険制度改正の議論がおこなわれているが、近年の介護保険制度改正の議論は、「持続可能な制度」を理由に受給する権利が損なわれる一方である。

税金の投入割合を増やすなど、保険者として国に対して抜本的な改正を求めること。

○安心して暮らしてつづけられるまち 24

内閣府の個別避難計画作成モデル事業報告書を参考にして、個別避難計画作成については介護支援専門員(ケアマネージャー)以外に家族でも、地域でも、誰でもが作成できる支援や体制を早急に整えること。

○子ども・若者が希望を持てるまち 37

学校関係者による性犯罪・性暴力・盗撮などを憂慮する。教職員や学校生活支援員、学校図書館職員など児童生徒に関わる人材を対象に定期的な研修を実施するなど、人材の質の確保と育成をすること。

○自然と共生するまち 56

プラスチック製品の一括回収・資源化は、リサイクル事業者と直接契約を結ぶことでリサイクルの行方が明らかになるなどの優位性が高い資源循環促進法第33条に則った大臣認定ルートを選定すること。

○地域から平和を 79

非核都市練馬区宣言をもっと広く区民に伝えられるよう、工夫すること。

生活者ネットワーク 2024年度予算要望

安心して暮らしつづけられるまち	
1	産後の母子の健康を支える産後ケア事業のニーズは高い。練馬区助産師会の意見を聞き、実態に応じた支援の拡充を進めること。
2	緊急時でも事前に登録しないと一時預かりや病児保育は利用ができない。いざという時のために、一時的な子どもの預け先(一時預かり、病児預かり、ショートステイ)などを保護者に啓発するとともにワンストップで登録できるよう検討すること。
3	ひとり親ホームヘルプサービスは「子育て・子育て支援」の視点でも重要と考える。しかし、実施事業者からはニーズの高い早朝・夜間にヘルパーを確保するのが困難と聞いている。実態を把握し適正な報酬となるよう検討すること。
4	子への虐待のある世帯には、DVの疑いがあると報告されている。世帯まるごと支援となるよう虐待とDV支援を一体的におこなうこと。
5	第5次練馬区男女共同参画計画には、女性への暴力やハラスメント等の相談者窓口の案内を行うと記載されているが本人の気づきと発見につながるように、チャットやLINEなどによる気軽に相談できる相談体制を区内に設けること。
6	「練馬区男女共同参画推進宣言」をし区民に「男女共同参画」を周知徹底すること。
7	単身高齢女性が増えることが見込まれるが、これまで長らく続いてきた性別役割分業意識の下で、女性の低賃金・低年金による生活困窮が懸念される。協同労働で地域に必要な機能を仕事として起こし、収入を確保できるように支援すること。
8	高齢者・障がい児・者の生活は、依然家族ケアによって支えられている。ケアを社会全体で担い、ケアラー自身の人生を生きることを保障するため、区としてケアラー支援条例を制定すること。
9	2025年問題を背景に2024年度の介護保険制度改正の議論がおこなわれているが、近年の介護保険制度改正の議論は、「持続可能な制度」を理由に受給する権利が損なわれる一方である。 税金の投入割合を増やすなど、保険者として国に対して抜本的な改正を求めること。
10	認知症基本法ができたが、そこには認知症の方の生活を、だれが、どのようなしくみで支えるのかは書かれていない。認知症への対応は介護保険だけでは不十分で、家族介護が前提になっている。練馬区でも一人暮らし高齢者が年々増加している。介護保険に上乗せして、認知症の方へケアを提供する独自のしくみをつくること。
11	介護事業所の抱える人手不足・経営難の要因に、介護報酬の低さがある。区は地域に根差した介護事業所の安定的な経営のための支援すること。現場を知る自治体として、区は国に対し報酬アップを強く要望すること。
12	いきがいデイサービスは会食の機会・多彩なプログラム・地域のつながりによって利用者の生活に張りを与えている。いきがいデイサービスは減らさず、増やすこと。
13	特養やグループホーム等の高齢者施設に聴覚障害者枠を設けるとともに、手話言語のできるケアマネジャーや介護職の育成をすること。また、デイサービス等の利用時間に応じて職員との意思疎通の保障として手話通訳者の派遣を認めること。
14	居場所の情報を収集・整理し、区民にわかるよう居場所マップを作成し、情報発信すること。
15	子宮頸がん(HPV感染症)予防ワクチンは、2022年度より積極的勧奨が再開されている。厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会 資料では、HPVワクチン接種後の死亡を含む視力障がい・筋力低下など多岐にわたる副反応疑いの報告がある。区のHPに審議会資料のリンクを貼るなど、接種を考える上での十分な情報提供をおこなうこと。
16	区内の失語症当事者団体への意思疎通支援者派遣事業が開始されたが、課題も多い。当事者団体の意見を聞き、支援を拡充すること。

17	区内の防災井戸からも国の暫定の目標値を超えるPFASが検知された。区内の井戸および周辺地下水を検査するとともに、除去装置設置を検討すること。また、希望者には無償で血液検査を実施すること。
18	気候変動の影響により、異常気象で地震以外にも自然災害が多発している。防災・減災対策の意思決定の場に、女性やLGBTQ、外国人など当事者が参画しやすい環境を整備すること。
19	感染者対策として、避難所用屋内テントは設置予定の段ボールベットでは圧迫感があるのでテントを適した高さの仕様変更を検討すること。
20	防災公園の整備をさらに進めること。
21	都の補助事業(2023年度参考「東京とどまるマンション」)を活用し、地域の防災会、マンションの防災会などが災害時に必要とされる蓄電池、ソーラーシステム、簡易トイレなどの備蓄ができることを周知徹底すること。
22	避難情報に関するガイドライン(要配慮者への情報伝達)にも記載されているが、外国人や配慮が必要とした人が理解しやすい「やさしい日本語」について、避難所運営所マニュアルに掲載し、関係者や区民に啓発すること。
23	環境、災害対策として、改築時に限らず小中学校や公共施設には雨水タンクを設置し、平常時から活用すること。環境に配慮した設備があることを継続的に子どもや保護者、教職員、地域に知らせること。
24	内閣府の個別避難計画作成モデル事業報告書を参考にして、個別避難計画作成については介護支援専門員(ケアマネジャー)以外に家族でも、地域でも、誰でもが作成できる支援や体制を早急に整えること。
25	授乳服を避難拠点や福祉避難所の備蓄品に加えること。
26	公共交通は地域のコミュニティバスも含めて福祉的視点が欠かせない。みどりバス増便のために国に財政援助を求めるなど、「30分1便」の実現に向けて取り組むこと。
子ども・若者が希望を持てるまち	
27	練馬区子どもの権利条例を制定すること。 制定にあたっては、子ども自身や子どもに関わる機関、団体とともに検討すること。
28	小中学校の各学年で子どもの権利条約を学ぶ機会をつくること。また、都教育委員会作成の「こども基本条例ガイドブック」も活用すること。 日常的に「子どもの意見表明」や「子ども参加」を意識した環境づくりに取り組むこと。
29	子どものSOSを受けとめ、人権擁護、救済のために調査権・勧告権をもつ子どもの人権オンブズパーソンを設置すること。
30	児童相談所を既に開設している自治体では、子どもが暮らしている身近な地域にあることで、安心できるメリットがある、という報告もある。 児童相談所・一時保護所を開設した区の取組について、情報を収集し、区での取組を検討すること。
31	教職員の働き方改革をすすめるとともに、正規職員の増員など教育現場の労働環境を至急改善すること。
32	教員と児童生徒がゆとりをもって向き合える時間を確保すること。
33	幼稚園は3年保育が主流の現在においても、区立園はいまだ2年保育であることがネックとなり、介助支援が必要でない子どもの園選びの候補にも挙がらない状況が続いている。区立幼稚園の3年保育化と私立幼稚園への支援員増員について早急に進め、園児の総数を増やすことでインクルーシブ保育・教育の実現をめざすこと。

34	保育士の配置基準を見直し、処遇改善すること。
35	性犯罪から子どもを守るために、国際セクシュアリティ教育ガイダンスにのっとり幼少期から人権尊重を基軸に据えた包括的性教育をすすめること。
36	性教育や命の教育を助産師や保健師、産婦人科医や連携して、全学校で継続的に実施できるように十分な予算を付けること。 子どもへの暴力やデートDV予防講座に取り組む民間団体と連携して区内小中学校で予防講座を開催すること。性被害についての相談窓口の周知をすすめること。
37	学校関係者による性犯罪・性暴力・盗撮などを憂慮する。教職員や学校生活支援員、学校図書館職員など児童生徒に関わる人材を対象に定期的な研修を実施するなど、人材の質の確保と育成をすること。
38	「分けない教育」をすすめるために、障がいのある子どもに配慮した支援や指導を通常学級内でおこなうこと。そのために教員の増員や環境整備をすること。
39	障がい児の学童クラブでの受入れは、保護者が希望すればおこなっているが、受入れにあたっては、職員が特性を理解できるよう、保護者の希望を聞く面談や文書でのやり取りをおこなうこと。 また、医療的ケア児の受け入れを拡充すること。
40	放課後の保育を必要としているすべての児童への切れ目のない保育を求める。また、学童保育の入会基準に達しないパート勤務やフリーランスの家庭の子どもも放課後や長期休業中に安心して過ごせる場所の整備をすすめること。
41	既存の校内学童クラブや児童館の学童クラブは維持すること。
42	不登校の実態調査の目的は「不登校児童生徒への支援の充実や取り組むべき施策を検討するための基礎資料とすること」としている。 しっかり検証し、引き続き本人および保護者の声を聞きながら、必要な支援に取り組むこと。 学校内別室登校は児童生徒一人ひとりの状況に沿った支援に取り組むこと。
43	学校での様子などから児童・生徒が「ヤングケアラー」と見受けられた際は、まず学校が受け止め学習面・生活面について、関係機関と連携して適切な支援に繋げること。
44	「すべての児童生徒の学ぶ権利」を保障するために、オンライン授業の必要性は認めるが、児童生徒の視力、姿勢、電磁波による身体への影響など課題もある。引き続き十分な検証と教員の体制を整えること。
45	小・中学校の学校図書館管理員の配置時間を増やすこと。
46	労働と社会保険の専門家である社会保険労務士会と連携して、区立学校における「ワークルール教育」や成年後見制度の充実に取り組むこと。
47	引き続き学校給食への練馬産農産物導入のために、利用日数が少ない学校に具体的なはたらきかけをおこない、できるかぎり多くの農産物を活用できるよう支援すること。
48	学校給食に有機無農薬食材を使用するよう検討すること。
49	学校給食にゲノム編集技術応用食品を使用しないこと。
50	学校給食の牛乳については、症状に現れなくても体質に合わず飲めない児童生徒に配慮すること。
51	すべての児童生徒の学校給食無償化を国に求めること。
52	児童が安全・安心して学校生活を送れるように、老朽化した学校の校舎・施設等の耐久性調査を実施すること。

自然と共生するまち	
53	地球規模の気候危機は待ったなしである。ゼロカーボンシティ宣言をしている練馬区として、『ストップ！気候危機』を掲げて区民と課題を共有し、宣言を実現させること。また、気候市民会議を開催すること。
54	国のエネルギー政策は国民の命に関わる重大な問題であり、地方自治体として電源構成に対し意見を言う責任がある。区は原子力や石炭火力はベストミックスの電源ではないことを認識すべき。原子力ゼロ、石炭火力は2030年にはゼロ、2050年には再生可能エネルギーを100%にするよう求めること。
55	脱プラスチックに向けた取り組みについて、プラスチック削減が喫緊の課題であることを区民に周知するために、問題点を明らかにし、削減方法の例示や区のプラスチック削減指針を区報で大きく取り上げ、区民の削減意識を高めること。
56	プラスチック製品の一括回収・資源化は、リサイクル事業者と直接契約を結ぶことでリサイクルの行方が明らかになるなどの優位性が高い資源循環促進法第33条に則った大臣認定ルートを選定すること。
57	拡大生産者責任の促進につながる自主回収を進めるために、実施事業者と連携し、消費者も一緒に、実施に向けた検討・推進をおこなうこと。
58	区役所内のプラスチック削減を加速し、庁舎内および区立施設の自販機からペットボトル飲料をなくすこと。次に2030年までに自販機の半減を目標にし、すべての区立施設に、マイボトル対応の給水機を設置すること。
59	街中の自販機の容器回収箱の設置を徹底し、同時に溢れさせないよう業者に適正管理させること。
60	ポイ捨てが後を立たない飲料容器類に、デポジットまたはポイント制を徹底するよう、事業者働きかけること。近隣住民の協力を得てポイ捨て禁止の表示版を掲げること。
61	区内4カ所のリサイクルセンターを拠点にして、区民とともに脱プラ生活の知恵を出し合い行動する「脱プラキャンペーン」を実施すること。
62	テイクアウトや出前が増加、プラスチック容器が増えたままである。業者に対して使い捨てにならないよう、リユース食器とリユース容器の活用を積極的に進め、支援すること。
63	学校給食の牛乳は紙パックからびんに戻すよう検討すること。もしできないのであれば、ストローの廃止、または紙のストローにすること。
64	都市農業について、減り続ける生産緑地の保全に努めること。やむを得ず売却せざるを得ない生産緑地についてはできる限り区が買取り農地として保全すること。
65	都市農業を推進する練馬区として、ソーラーシェアリングの導入に向けて、近隣への影響などの課題を生産者とともに検証し、食とエネルギーの地産地消を進めること。
66	みどりを増やす施策はゼロカーボンシティの実現に向けた重要なキーポイント。みどり30を再び目標に掲げること。
67	今ある自然環境を残し、区民と共に生物多様性の保全に取り組むこと。
68	開発優先で自然環境を破壊するようなまちづくりは進めないこと。
69	家庭から出る生ごみのリサイクル(たい肥化)に取り組むこと。
70	5G基地局の急速な広がり、強い電磁波が人体におよぼす影響について懸念する区民が増えている。乳幼児、児童など子どもの健康を守る予防原則の立場で、大人基準ではなく子ども基準での規制値の見直しを国に求めること。

71	半世紀以上前に計画された未着手の都市計画道路は、必要性から住民とともに見直すこと。
72	東京外環道青梅街道インターチェンジ建設のためには、世界最大級の難工事と専門家も認める地中拡幅部の工事が伴うが、未だに工法が明らかになっていない。事業費の見通しも立たず、ハーフ機能しかない青梅街道インターの計画を白紙撤回するよう事業者を求めること。
73	外環の2中間部(新青梅街道～前原交差点間)は、現道がなく関係権利者だけでなく沿道住民への影響も大きい。東京都に整備の見直しを求めること。 また、住民合意がないまままちづくり協議会を開始しないこと。
大事なことは市民が決める	
74	子どものころから市民自治を学び、民主的な話し合いや自己決定のできる環境を整えること。
75	あらゆる施策において、計画段階から区民の意見を聞く場をつくること。
地域から平和を	
76	子どもから憲法・平和について学ぶ場をつくること。 現憲法は国民主権であることを認識し「憲法手帳」や「憲法ハンドブック」を区民に配布すること。
77	画一的な愛国心の指導につながる式典での国旗に対する礼や国歌斉唱を強制しないこと。
78	戦争体験談を引き継ぎ、伝えてけるよう、しくみを整え、次世代へ伝えていく場をつくること。
79	非核都市練馬区宣言をもっと広く区民に伝えられるよう、工夫すること。